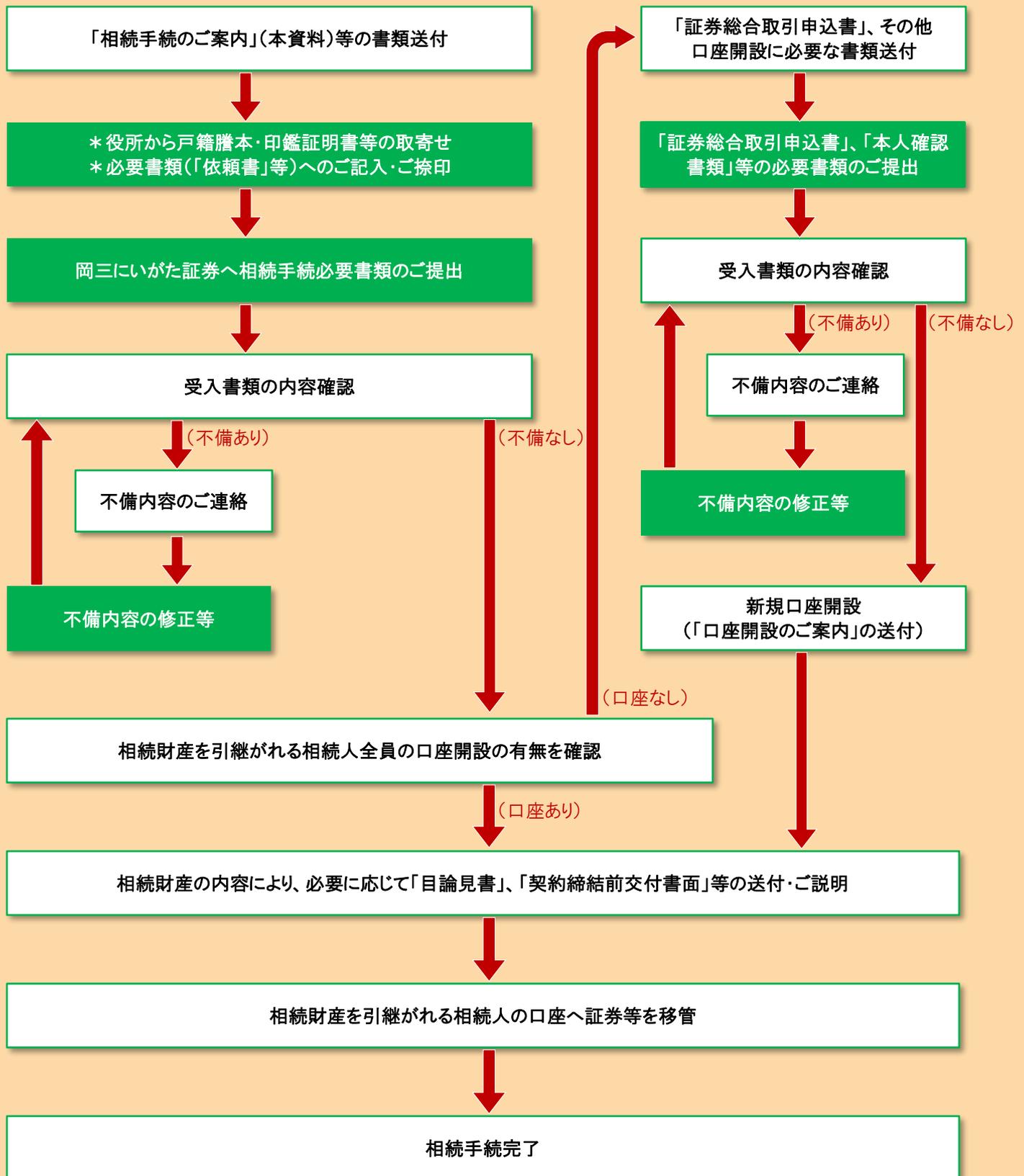


相続手続きに関するご案内

岡三にいがた証券株式会社

1 相続手続の主な流れ



上表の は相続人、 は当社による手続を指します。

2 法定相続人のご確認

* 法定相続人をご確認いただくと共に14ページの「相続人相関図」をご記入ください。
 なお、当社へのご提出は任意です。

被相続人に「お子様」(既に亡くなられた方を含みます)はいらっしゃいますか？

はい

いいえ

お子様の中で既に亡くなられた方は
 いらっしゃいますか？

いいえ

はい

【配偶者あり】配偶者とお子様
 【配偶者なし】お子様

「ご両親」(父・母又は双方)はいらっしゃいますか？
※ご両親とも既に亡くなられている場合、「祖父母」又は「曾祖父母」は？

はい

いいえ

【配偶者あり】配偶者とご両親(祖父母)
 【配偶者なし】ご両親(祖父母)

「亡くなられたお子様」にお子様
 (被相続人のお孫様)はいらっしゃいますか？

いいえ

はい

【配偶者あり】配偶者とお子様・お孫様
 【配偶者なし】お子様・お孫様

被相続人に兄弟姉妹はいらっしゃいますか？
(既に亡くなられた方を含みます)

はい

いいえ

【配偶者あり】配偶者のみ
 【配偶者なし】法定相続人不存在(※)

(※)家庭裁判所に「相続財産管理人」の選任を
 申請することになります。

はい

いいえ

「亡くなられたお子様」以外に、お子様はいらっしゃいますか？

兄弟姉妹の中で既に亡くなられた方は
 いらっしゃいますか？

いいえ

はい

【配偶者あり】配偶者と兄弟姉妹
 【配偶者なし】兄弟姉妹

亡くなられた兄弟姉妹の方以外に、
 兄弟姉妹はいらっしゃいますか？

いいえ

いいえ

【配偶者あり】配偶者のみ
 【配偶者なし】法定相続人不存在(※)

亡くなられた兄弟姉妹に、
 お子様(被相続人の甥・姪)はいらっしゃいますか？

はい

【配偶者あり】配偶者と兄弟姉妹と甥・姪
 【配偶者なし】兄弟姉妹と甥・姪

(※)家庭裁判所に「相続財産管理人」の選任を申請することになります。

3 手続方法とご提出書類

*ご提出いただく書類は、「遺言書」または「遺言書情報証明書」の有無等により異なりますので、以下により必要書類をご確認ください。

「遺言書」または「遺言書情報証明書」による手続き	遺言執行者がいる場合	4ページ(1)①へ
	遺言執行者がいない場合	4ページ(1)②③へ
家庭裁判所の「調停調書謄本」又は「審判書謄本」による手続き		4ページ(1)④へ
「遺産分割協議書」による手続き		5ページ(2)へ
上記以外による手続き		5ページ(3)へ

用語の解説

【遺言書】

被相続人が遺産の分配方法等を一定の基準に基づき記載したもので、その効力は遺言者の死亡時に発生すると民法に定められています。

自筆証書遺言

遺言者が遺言書の全文・日付・氏名を自筆で記述し捺印して作成した遺言書で、家庭裁判所の検認が必要です。(2019年1月13日より、自筆証書遺言に添付する財産目録については自筆不要です。(署名・捺印は必要です。))

公正証書遺言

遺言者の遺言内容を公証人が書き留めた遺言書であり、原本は公証役場にあり、遺言者・証人(2名以上)・公証人の署名・捺印があります。

【遺言書情報証明】

法務局(遺言書保管所)に保管されている遺言書の情報が記載された証明書です。

【遺言執行者】

遺言の内容に従って遺産の分配を行う人のことであり、遺言書で指定された人、指定されていない場合は家庭裁判所に選任された人が遺言執行者となります。

【遺産分割協議書】

遺言で分割の禁止を定めた場合を除き、共同相続人は相続財産を法定相続人全員の協議で分割すること

【調停調書謄本・審判書謄本】

遺産の分割協議が調わない場合、相続人により家庭裁判所に分割の請求の申立てを行います。家庭裁判所は調停を試み、不成立の場合は改めて審判を行います。

(1) 遺言書または遺言書情報証明書、調停調書又は審判書による手続き

● 印鑑証明書は「原本」を、遺言書・戸籍謄本等は「原本またはコピー」をご提出ください。

① 遺言書または遺言書情報証明書があり、遺言執行者がいる場合

- * 遺言書または遺言書情報証明書
 - ・ 検認調書または検認済証明書：公正証書遺言または遺言書情報証明書以外の場合(※)
 - ・ 遺言執行者専任の審判書：家庭裁判所で遺言執行者が決定している場合
- * 遺言執行者の印鑑証明書(発行後6ヵ月以内のもの)
- * 被相続人の戸籍(除籍)謄本、住民票の除票：被相続人の死亡を確認できるもの
- * 相続依頼書(⇒依頼書① 16ページ)

② 遺言書または遺言書情報証明書があり、遺言執行者がいない、遺言書で当社相続財産の相続方法が特定されている場合

- * 遺言書または遺言書情報証明書
 - ・ 検認調書または検認済証明書：公正証書遺言または遺言書情報証明書以外の場合(※)
- * 法定相続人のうち、当社に預託している有価証券等を相続する相続人全員の印鑑証明書(発行後6ヵ月以内のもの)を各1通
- * 被相続人の戸籍(除籍)謄本、住民票の除票：被相続人の死亡を確認できるもの
- * 相続依頼書(⇒依頼書② 17ページ)

③ 遺言書または遺言書情報証明書があり、遺言執行者がいない、遺言書で当社相続財産の相続方法が特定されていない場合

- * 遺言書または遺言書情報証明書
 - ・ 検認調書または検認済証明書：公正証書遺言または遺言書情報証明書以外の場合(※)
- * 法定相続人全員の印鑑証明書(発行後6ヵ月以内のもの)を各1通
- * 被相続人の戸籍(除籍)謄本等：被相続人の出生から死亡までを確認できる戸籍(除籍)謄本
- * 相続依頼書(⇒依頼書② 17ページ)

④ 調停調書又は審判書がある場合

- * 家庭裁判所の調停調書謄本又は審判書謄本
- * 当社の預り資産(相続財産)を相続する相続人全員の印鑑証明書(発行後6ヵ月以内のもの)を各1通
- * 相続依頼書(⇒依頼書② 17ページ)

(※) 遺言書が公正証書遺言または遺言書情報証明書以外の場合は、家庭裁判所で遺言書の検認を受けることとなります。その際に作成される検認調書または検認証明書を、遺言書と合わせてご提出ください。原本は当社でコピーをした後に返却いたします。

(2) 遺産分割協議書による手続き

●印鑑証明書は「原本」を、遺言書・戸籍謄本等は「原本またはコピー」をご提出ください。

- * 遺産分割協議書
- * 法定相続人全員の印鑑証明書(発行後6ヵ月以内のもの)を各1通
- * 被相続人の戸籍(除籍)謄本等:被相続人の出生から死亡までを確認できるもの
※法定相続情報証明書制度における認証文つき法定相続情報一覧図をご提出いただいた場合は、被相続人の戸籍謄本等のご提出は不要です。
- * 相続依頼書(⇒依頼書③ 18ページ:代表者口座へ移管する場合は依頼書④ 19ページ)

(3) 上記(1)又は(2)以外による手続き

●印鑑証明書は「原本」を、遺言書・戸籍謄本等は「原本またはコピー」をご提出ください。

- * 法定相続人全員の印鑑証明書(発行後6ヵ月以内のもの)を各1通
- * 被相続人の戸籍(除籍)謄本等:被相続人の出生から死亡までを確認できるもの
※法定相続情報証明書制度における認証文つき法定相続情報一覧図をご提出いただいた場合は、被相続人の戸籍謄本等のご提出は不要です。
- * 相続依頼書(⇒依頼書③ 18ページ:代表者口座へ移管する場合は依頼書④ 19ページ)

戸籍(除籍)謄本等について

【被相続人】

出生から亡くなられたことが確認できるまでの連続した全ての戸籍謄本等が必要となります。転籍(本籍地の移転)されている場合は転籍前の戸籍謄本等、法務省令等の改正により戸籍の改製が行われている場合は改製前の戸籍謄本(改製原戸籍謄本)も併せて必要です。

◎ご注意

- ・国外に在住の相続人がいる場合、依頼書等に印鑑証明書を添付する代わりに、現地の日本大使館(または領事館等)で記載いただく依頼書にサイン証明書(当該依頼書等への署名を証する書面)が貼付されたものをご提出ください。
- ・ご提出いただく印鑑証明書は原本をご提出ください。なお、原本の返却をご希望の場合は、当社で原本をコピーした後に返却いたします。

(4) その他ご提出いただく書類

* 前述の必要書類の他に、被相続人のお取引内容等により、以下の書類が必要となる場合があります。

* 証券総合取引申込書

被相続人が当社に預託する相続財産を引継がれる方が、当社に口座開設されていない場合に必要書類です。

* 特定口座に関する届出書等

被相続人が当社で特定口座をご利用されていた場合に必要書類です。

- ・ 特定口座開設者死亡届出書
(被相続人が特定口座を開設されていた場合)
- ・ 相続上場株式等(贈与・相続・遺贈)移管依頼書
(被相続人の特定口座内の資産を特定口座にて引き継がれる場合)

* 非課税口座開設者死亡届出書(NISA)

被相続人が当社で非課税口座をご利用されていた場合に必要書類です。

* 非課税・特別非課税貯蓄死亡届出書・通知書

被相続人が当社で非課税貯蓄制度をご利用されていた場合に必要書類です。

* その他

被相続人の当社におけるお取引内容等により、上記以外の書類をご記入又はご提出いただく場合がありますのでご了承ください。

(5) 必要となる戸籍謄本等 (「遺言書」がない場合又は「遺言書」があっても執行者がいない場合)

- 「戸籍謄本等」とは、戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍謄本・全部事項証明を指します。
- 法定相続情報証明書制度における認証文つき法定相続情報一覧図をご提出いただいた場合は、被相続人の戸籍謄本等のご提出は不要です。

2ページにて確認した法定相続人が相続する場合にご提出いただく戸籍謄本等は以下のとおりです。

「配偶者とお子様等」又は「お子様等のみ」が相続する場合

* 被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等

◎ご注意

被相続人のお子様の中で、既に亡くなられた方がいる場合は、その亡くなられたお子様の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等も必要です。

「配偶者のご両親等」又は「ご両親等」が相続する場合

* 被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等

◎ご注意

ご両親のうち、何れかお一人が亡くなられている場合は、その亡くなられた方の死亡が確認できる戸籍謄本等も必要です。

上記の共通事項

法定相続人の中に、相続放棄・廃除・欠格等に該当する方がいる場合は追加の戸籍謄本等が必要となる場合があります。

「配偶者と兄弟姉妹等」又は「兄弟姉妹等のみ」が相続する場合

- * 被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等
- * 被相続人のご両親の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等

◎ご注意

- ・兄弟姉妹の中で既に亡くなられた方がいる場合は、その亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等も必要です。
- ・代襲相続人となる甥又は姪の方が、既に亡くなられている場合は、その亡くなられた方の死亡が確認できる戸籍謄本等も必要です。

「配偶者のみ」が相続する場合

- * 被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等
- * 被相続人のご両親の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等

◎ご注意

- ・被相続人に兄弟姉妹がいて、既に亡くなられている場合は、その方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等も必要です。
- ・代襲相続人となる甥又は姪の方が、既に亡くなられている場合は、その亡くなられた方の死亡が確認できる戸籍謄本等も必要です。

上記の共通事項

法定相続人の中に、相続放棄・廃除・欠格等に該当する方がいる場合は追加の戸籍謄本等が必要となる場合があります。

(6) 戸籍謄本等の取得方法

* 戸籍謄本等につきまして、出生から死亡までの請求方法をご案内いたします。

①被相続人の本籍地を管轄する役所へ、必要な戸籍謄本等を請求する
戸籍係へ「故〇〇〇〇の相続手続きのために、昭和〇〇年(出生)から死亡までの
連続した全ての戸籍が必要」と申し出てください。

(本籍地の移転等により、戸籍謄本等の一部が取得できなかった場合)

②上記①で取得した戸籍謄本等を参考にして、転籍前の本籍地を確認
し、該当する役所へ取得できなかった期間の戸籍謄本等を請求する

※令和6年3月に改正戸籍法が施行され、広域交付制度により本籍地以外の市町村の窓口でも
請求できるようになりました。
詳細は最寄りの市町村の戸籍担当窓口でご確認ください。

郵送による請求方法

以下の書類等を同封のうえ請求してください。

(1) 戸籍謄本等請求書

《ご記入内容》

- ・請求者の住所・氏名・捺印、連絡先電話番号
- ・必要な方の本籍・氏名・続柄(請求者と被相続人の関係)
- ・必要な戸籍の種類・期間 等

ご記入内容等は、役所により異なり所定の様式以外では受付されない場合がありますので、
事前に役所へお問合わせください。

(2) 郵便局の定額小為替(発行手数料)

《発行手数料》2023年6月現在

- | | |
|---------------|------|
| ・全部事項証明(戸籍謄本) | 450円 |
| ・除籍謄本 | 750円 |
| ・改製原戸籍謄本 | 750円 |

(3) 返信用封筒(切手貼付)

「法定相続情報証明制度」について

法定相続情報証明制度における「認証文付き法定相続情報一覧図の写し(発行後6カ月以内のもの)」
の「原本」をご提出いただく場合には、前述4ページから5ページ目に記載の(1)～(3)の手続きにおいて
必要となる被相続人または相続人の戸籍謄本等の提出は、不要となります。

4 よくあるお問い合わせ

相続全般に関するお問い合わせ

◎被相続人とは……亡くなられた方(相続人が相続により承継する財産等の所有者)

◎法定相続人とは……法律で定められた相続人(亡くなられた方の配偶者は常に相続人となります。)

- ・第一順位 ⇒ 子供
- ・第二順位 ⇒ 父母・祖父母等(直系尊属)
- ・第三順位 ⇒ 兄弟姉妹

◎受遺者とは……遺言によって遺贈を受ける方(受遺者は、自分の意思で放棄もできます。)

◎法定相続分とは……民法で定められた法定相続人の相続分(子供や兄弟姉妹が複数いる場合は、人数で均等割りします。)

遺言書や相続人全員の合意で別の分配をすることができます。

順位	法定相続人の状況		法定相続分				
			配偶者	子供	直系尊属	兄弟姉妹	
1	子供がいる	配偶者がいる	1/2	1/2	---	---	
		配偶者がいない	---	1	---	---	
2	子供がいない	配偶者がいる	2/3	---	1/3	---	
		配偶者がいない	---	---	1	---	
3	子供と直系尊属がいない	配偶者がいる	兄弟姉妹がいる	3/4	---	---	1/4
			兄弟姉妹がいない	1	---	---	---
		配偶者がいない	---	---	---	---	1

◎代襲相続とは……被相続人の子供が相続開始以前に死亡等により相続権を失った時に、その子供(被相続人の孫)、孫(被相続人のひ孫)等の子孫が相続すること。

兄弟姉妹の子供(被相続人の甥・姪)も代襲相続できますが、その子供(甥・姪の子供)以降は代襲相続できません。

税金に関するお問い合わせ

◎相続税とは……亡くなられた方の財産を相続等により取得した際に生じる税金であり課税価格の合計額が基礎控除額を超過する場合は、死亡日の翌日から10ヵ月以内に、亡くなられた方の所轄の税務署に相続税の申告書を提出し、相続税を納付します。

◎準確定申告とは……納税者が年の途中で死亡された場合に、その年の年初から死亡日までの所得に対して確定申告と納税をする手続きであり、相続人全員の連名で死亡日の翌日から4ヵ月以内に亡くなられた方の確定申告をします。

相続人に関するお問い合わせ

■ 相続人に成年後見人がついている(つける必要がある)場合

法定相続人の中に判断能力が不十分な方がいる場合、家庭裁判所への申立てにより選任された成年後見人が、法定相続人を代理して遺産の分割協議へ参加し、相続分の管理を行うこととなります。

■ 相続人に未成年者がいる場合

亡くなられた方の配偶者と未成年の子供が相続人となる場合、遺産分割においては親権を行う親と未成年の子供の間において利益相反となるため、家庭裁判所への申立てにより選任された特別代理人との間で遺産の分割協議を行うこととなります。

■ 法定相続人に相続を放棄した人がいる場合

相続を放棄すると最初から相続人でなかったことになることから、放棄した方の子供は代襲相続人にはなれません。

相続放棄した法定相続人が誰であるかによって、新たな相続人が生まれる場合があります。

相続放棄は、相続を知った時から3ヵ月以内に家庭裁判所へ申述します。

■ 相続人に海外居住者がいる場合

海外居住者については、依頼書等に印鑑証明書を添付する代わりに、現地の日本大使館(または領事館等)で記載いただく依頼書にサイン証明書(当該依頼書等へ署名を証する書面)が貼付されたものをご提出ください。

ただし、海外居住者は、当社での口座開設ができませんのでご注意ください。

■ 相続人の一部が行方不明の場合

相続手続は、法定相続人全員の同意によって遺産の分割協議が行われることとなりますが、手続きにあたり相続人の一部が行方不明のために全員の意思確認ができない場合、家庭裁判所への申立てにより選任された不在者財産管理人が家庭裁判所の許可を得て他の相続人と共に遺産の分割協議を行い相続手続を行うこととなります。

5 ご記入いただく書類

お客さまにご記入いただく“当社所定の書類”についてご案内いたします。

(1) 相続人相関図・・・(14ページ)

2ページにて法定相続人をご確認いただいておりますが、被相続人の出生から死亡までの戸籍に基づき、相続人の構成をご氏名等でご記入ください。
なお、当社へのご提出は任意です。

(2) 残高証明書等交付依頼書・・・(15ページ)

被相続人が当社に預託する相続財産をご確認いただくために、「残高証明書」又は「残高の明細」を交付依頼する書類です。必要に応じて、ご依頼人ご自身でご記入・ご捺印(実印)のうえ、以下の添付書類と共にご提出ください。

添付書類

*ご依頼人が「相続人」の場合

- ・被相続人の死亡が確認できる戸籍謄本
- ・相続人であることが確認できる戸籍謄本
- ・ご依頼人の印鑑証明書

*ご依頼人が「相続人以外」の場合

- ・被相続人の死亡が確認できる戸籍謄本
- ・遺言執行者であることが確認できる執行者の選任書面(原本)等
- ・ご依頼人の印鑑証明書

※印鑑証明書は発行後6ヵ月以内の「原本」を、戸籍謄本等は「原本またはコピー」をご提出ください。

交付依頼された「残高証明書」等は、本依頼書を受領してお手元に届くまでに約1週間を要しますのでご了承ください。

(3) 相続依頼書・・・(16～19ページ)

被相続人が当社に預託する相続財産を相続人の口座に移管するための依頼書です。ご記入・ご捺印のうえ、ご提出ください。なお、4つのパターンの依頼書を用意しておりますが、お客さまのそれぞれの事情により様式が異なる場合がございます。

ご提出いただいた書類のご確認(お客さま控)

- 遺言書または遺言書情報証明書
- 検認調書
- 執行者を選任する書面
- 遺産分割協議書
- 調停調書
- 審判書
- 印鑑証明書(通)
- 戸籍謄本(除籍謄本)(通)
- 相続依頼書
- 相続人相関図
- 残高証明書等交付依頼書
- 証券総合取引申込書(部)
- 特定口座開設者死亡届出書
- 相続上場株式等(贈与・相続・遺贈)移管依頼書
- 非課税・特別非課税貯蓄死亡届出書・通知書
- その他()

ご留意事項

- ・本資料は、当社における相続手続について説明するものであり、金融商品等の勧誘を目的とした説明資料ではありません。
- ・金融商品等の取引を行っていただく場合には、各商品毎に所定の手数料等をご負担いただくこととなり、手数料及びリスク等は各商品毎に異なりますので、事前に当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書等への記載内容を十分にご確認ください。
- ・本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成しておりますが、記載内容の正確性等を保証するものではありません。
- ・また、別段の表示がない限り、本資料を作成する時点において施行されている法令等に基づき作成しておりますので、今後、制度の改正や新たな法令等が施行されることにより、取扱いが変更される場合があります。
- ・更に、本資料の記載内容は、一般的な取扱いを記載したものに過ぎないため、全てのお客様の状況に適合して対応可能となるものではないことにご留意ください。

相続人相関図

(20 年 月 日現在)

第2順位:直系尊属

父	母
死亡	死亡
相続放棄	相続放棄
行方不明	行方不明
海外居住	海外居住

- ・「第1順位」に該当者がいない場合は、「第2順位」に該当者をご記入ください。
- ・「第1順位」「第2順位」に該当者がいない場合は、「第3順位」に該当者をご記入ください。
- ・代襲相続がある場合は、該当者をご記入ください。
- ・枠の上の空白部分には続柄(長男・長女等)をご記入ください。

第3順位:兄弟姉妹

死亡	死亡	死亡	死亡
相続放棄	相続放棄	相続放棄	相続放棄
行方不明	行方不明	行方不明	行方不明
海外居住	海外居住	海外居住	海外居住
未成年	未成年	未成年	未成年

代襲相続	甥・姪	甥・姪	甥・姪	甥・姪

- ・配偶者は常に相続人となります。
- ・被相続人の「出生から死亡までの連続した戸籍謄本」等によりご確認のうえ、ご記入ください。
- ・お亡くなりになられている場合や相続放棄を行っている場合等、相続人が枠の下の該当項目にチェックをお願いします。
- ・お亡くなりになられている場合は、欄外の()内にお亡くなりになられた年月日をご記入ください(正確な年月日をご不明の場合はおおよその年をご記入ください。)

ご記入者名:

配偶者	
死亡	
相続放棄	
行方不明	
海外居住	

被相続人	
ふりがな	
お名前	
生年月日	年 月 日
ご住所	
死亡年月日	年 月 日

第1順位:お子様

死亡	死亡	死亡	死亡
相続放棄	相続放棄	相続放棄	相続放棄
行方不明	行方不明	行方不明	行方不明
海外居住	海外居住	海外居住	海外居住
未成年	未成年	未成年	未成年

代襲相続	孫	孫	孫	孫

《 社用欄 》

取扱店部	
顧客名	
顧客コード	

受入年月日	年	月	日
-------	---	---	---

相 続 依 頼 書

岡三にいがた証券株式会社 御中

20 年 月 日

被 相 続 人	住 所
	氏 名
遺 言 執 行 者	住 所
	氏 名 (実 印)

従来、貴店において取引をいたしておりました_____は、
_____年_____月_____日死亡し、

遺言公正証書〔_____年 第_____号 _____法務局所属公証人
_____作成、別紙のとおり〕に基づき、

自筆証書遺言〔_____年_____月_____日作成、別紙のとおり〕に基づき、
私_____が遺言執行者に就任いたしました。

つきましては、上記遺言書により、被相続人が貴店に預託していた有価証券等については、下記のとおり相続することになりましたので、手続きを依頼いたします。

これにつきましては、他の法定相続人・受遺者も異議なく、他に有効な遺言書も存在しません。
なお、本件に関しまして、後日いかなる問題が生じても遺言執行者において解決し、貴店にはいささかもご迷惑をお掛けいたしませんので、念のため、申し添えます。

以 上

記

銘 柄 名	数 量	相 続 人 名	移管先口座番号
			— —
			— —
			— —
			— —
			— —
			— —
			— —

※上記に収まらない場合は、裏面もご利用ください。

相続依頼書

20 年 月 日

岡三にいがた証券株式会社 御中

被相続人 住所 _____

氏名 _____

相続人 住所 _____

氏名 _____ (実印)

相続人 住所 _____

氏名 _____ (実印)

相続人 住所 _____

氏名 _____ (実印)

従来、貴店において取引をいたしておりました _____ は、
_____ 年 _____ 月 _____ 日死亡いたしました。つきましては、

遺言公正証書 [_____ 年第 _____ 号 _____ 法務局所属公証人
_____ 作成、別紙のとおり] に基づき、

自筆証書遺言 [_____ 年 _____ 月 _____ 日作成、別紙のとおり] に基づき、

家庭裁判所の調停調書謄本または審判書謄本 [別紙のとおり] に基づき、

被相続人が貴店に預託していた有価証券等を、下記のとおり相続することになりましたので、手続きを依頼します。

なお、本件に関しまして、後日いかなる問題が生じましても、すべて我々相続人において解決し、貴店にはいささかもご迷惑をお掛けいたしませんので、念のため、申し添えます。

以上

記

銘柄名	数量	相続人名	移管先口座番号
			— —
			— —
			— —
			— —
			— —

※上記に収まらない場合は、裏面もご利用ください。

相続依頼書

20 年 月 日

岡三にいがた証券株式会社 御中

被相続人 住所 _____

氏名 _____

相続人 住所 _____

氏名 _____ (実印)

相続人 住所 _____

氏名 _____ (実印)

相続人 住所 _____

氏名 _____ (実印)

従来、貴店において取引をいたしておりました _____ は、
_____ 年 _____ 月 _____ 日死亡いたしました。

つきましては、上記我々すべての相続人が協議の結果において作成した、

遺産分割協議書〔 _____ 年 _____ 月 _____ 日付、別紙のとおり〕および本依頼書に
基づき、

本依頼書に基づき、

被相続人が貴店に預託していた有価証券等を下記のとおり相続することになりましたので、手続きを
依頼いたします。

なお、本件に関しまして、後日いかなる問題が生じましても、すべて我々相続人において解決し、
貴店にはいささかもご迷惑をお掛けいたしませんので、念のため、申し添えます。

以上

記

銘柄名	数量	相続人名	移管先口座番号
			— —
			— —
			— —
			— —
			— —

※上記に収まらない場合は、裏面もご利用ください。

相続依頼書

岡三にいがた証券株式会社 御中

20 年 月 日

被相続人	住所	_____
	氏名	_____
相続人代表者	住所	_____
	氏名	_____ (実印)
相続人	住所	_____
	氏名	_____ (実印)
相続人	住所	_____
	氏名	_____ (実印)

従来、貴店において取引をいたしておりました_____は、
_____年_____月_____日死亡いたしました。

つきましては、我々すべての相続人が、_____を相続人代表者と定め、
同人に、下記権限及びこれらに関わる一切の権限を委任いたしましたので、被相続人が貴店に
預託していた下記の有価証券等については、相続人代表者口座を設定のうえ、当該口座への移管
を依頼いたします。また、遺産分割協議書は、(別紙のとおり : 未作成) です。

なお、本件に関しまして、後日いかなる問題が生じましても、すべて我々相続人において解決し、
貴店にはいささかもご迷惑をお掛けいたしませんので、念のため、申し添えます。

以上

記

1. 遺産分割協議終了までの有価証券等の管理(代表者口座: _____)
2. 遺産分割または納税のための有価証券の換金

銘柄名	数量

※上記に収まらない場合は、裏面もご利用ください。

